



国保からのお知らせ!!

○国保税の減免制度について

リストラによる失業や営業不振、病気などで著しく所得が減少した場合、台風などの災害のため著しい被害にあった場合には、申請により国保税の一部(所得割)が減免されることもあります。窓口でご相談ください。

○2割軽減の申請について

2割軽減対象の方には納税通知書に申請ハガキが同封されていますので確認のうえ、必要事項を記入・押印し、8月15日までに国保課へ提出、あるいは郵送(8月15日必着)するようにしてください。

○加入・喪失の届出はお早めに

職場の健康保険に入った時、やめた時、他の市町村からうるま市に引越してきた時、市外へ転出する時などは、必ず14日以内に届出を出しましょう。万が一、加入の届出が遅れた場合でも、さかのぼって国保の資格を得た月から課税されます。また、その間の医療費の支払いは全額自己負担になることもあります。(別世帯の方が窓口へ来る場合は、世帯主の委任状が必要です。)

高齢者の医療費負担が変わります

改正前の基準額と負担割合	改正後の基準額と負担割合
【1】課税所得 基準額 145 万円以上：負担割合 2 割 基準額 145 万円未満：負担割合 1 割	【1】課税所得(現行と同額) 基準額 145 万円以上：負担割合 3 割 (平成18年9月30日までは2割負担) 基準額 145 万円未満：負担割合 1 割 (変更なし)
【2】収入の額(収入での判定は申請が必要) ①高齢者複数世帯 基準額 621 万円以上：負担割合 2 割 基準額 621 万円未満：負担割合 1 割 ②高齢者単身世帯 基準額 484 万円以上：負担割合 2 割 基準額 484 万円未満：負担割合 1 割	【2】収入の額(収入での判定は申請が必要) ①高齢者複数世帯 基準額 520 万円以上：負担割合 3 割 (平成18年9月30日までは2割負担) 基準額 520 万円未満：負担割合 1 割 ②高齢者単身世帯 基準額 383 万円以上：負担割合 3 割 (平成18年9月30日までは2割負担) 基準額 383 万円未満：負担割合 1 割

健康保険法の改正により平成18年8月から高齢者(70歳)昭和7年10月1日生以降の74歳の医療費の負担割合の判定基準が変わります。

- 日 時： 9月28日(木) 午前10時～11時30分
 10月5日(木) 午前10時～午後1時
 10月12日(木) 午前10時～午後1時
- 場 所： うるま市立中央公民館
- 内 容： 1回目……栄養・保健講話(基礎知識を勉強します)
 2・3回目…調理実習
 (ヘルシーメニューを用いて cooking!)
- 対 象 者： うるま市民で国民健康保険加入者
 年齢・性別は問いません
- 定 員： 15名(定員に達し次第締め切ります)
- 受 講 費 用： 調理実習時の材料費(2回分で千円)は自己負担となります。
 ※教室1回目に徴収しますので準備をお願いします。
- 申込み期間： 8月28日(月)～9月8日(金)まで電話受付します。
 ※午前9時～午後5時(土・日、祝日を除く)

☆プチキッチンくらぶ☆

知っていますか?
 沖縄県は全国一肥満者が多いこと!!
 うるま市でも肥満率が働き盛りの年代から徐々に上昇してきています。

※受講者の方へは事業効果を把握するため、事業前後に体重・体脂肪率やアンケート、食事記録表等の御協力をお願いします。3カ月後にもアンケートやパンフレット郵送(体重・体脂肪は予定)によりフォローをしていきます。

国民健康保険課 ☎973-3202(直通)
 または、☎974-3111(内線1172、1173、1169)